

第二十六回国会
衆議院

社会労働委員会議録第四十九号

昭和三十三年五月八日(水曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君

植村 武一君 小川 半次君

越智 茂君 倉石 忠雄君

小島 徹三君 田中 正巳君

中村三之丞君 中山 マサ君

八田 貞義君 亘 四郎君

岡本 隆一君 五島 虎雄君

瀧井 義高君 中原 健次君

山花 秀雄君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

出席府委員

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

衛生局長(公衆衛生局長) 堀内 正雄君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

衛生局長(公衆衛生局長) 堀内 正雄君

五月七日

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名提出、参法第六号(予))

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

水道法案内閣提出第一一七号)

○藤本委員長 これより会議を開き

第一類第七号 社会労働委員会議録第四十九号 昭和三十三年五月八日

水道法案を議題とし、審査を進めます。質疑を続行いたします。八田貞義君。

○八田委員 昨日の委員会におきまして、水道法の規定問題につきまして、

今度の水道法第二条では単なる訓示規定として消極的な規定にとどまった、

このような状態で果して水源の保護が適切にやられているかどうか、こ

う心配を申し述べたのでありますが、その際水源保護の問題と関連しまし

て、水質汚濁防止法と河川の治水水利調整法など有効に水源保護をし得られ

るような立法措置を講ずる必要がある

ということを申し述べたのでございま

す。そこで政府当局の方から、これら

の問題につきましては目下検討して対

策を講じているというふうなお話が

あったのでありますが、わが国の水源

保護の問題につきましてはWHOのC・

Wクラッセン氏が日本の水源状態全部

を視察いたしました。そしてその調査

結果をWHOにはかつてわが政府に勧

告をしたはずでございます。それほど

さようにわが国としましては公共

水の汚濁防止ということは喫緊の問題

となつておるわけでございます。C・

W・クラッセン氏は日本の公共水汚濁

状況を視察した結果を昨年の八月三十

日虎ノ門の共済会館における水質汚濁

防止連絡協議会において講演されてお

ります。この講演の要旨を拝見いた

しますと、わが国の今後の水源保護と

いう問題につきまして、汚濁防止法の

制定と水質汚濁防止法の設置というこ

とが非常に大切な問題であるというこ

とがわかるのであります。参考までに

その講演の要旨を申し述べてみたいと

思うのであります。

まずクラッセン氏は八項目にわたつ

て講演をいたしておりますが、その大

要を申し述べてみますと、まず第一に

日本では水質汚濁が起つてい

る面、面を言うことができる、今すぐ手

を打たねばならぬもの、成長している

もの、あるいは今後問題になるものな

ど、たとえば魚類から見ると遠賀川と

洞海湾はこれらの棲息を許さないほど

なっている。豊後川の調べによると

山口、広島、宮崎などはカキの養殖も

できないところも起つて、水産統

計で見ると二十七年に二百九十六件、

六千五百万円、二十八年三百三十三

件、一億四千万円、二十九年七百六

件、三億七千万円と件数にして一三

％、一〇・九％、金額にして六〇％、

一九％と被害を増していることを証

明しておる。農林省の農地の調べに

よると工業廃液での被害は昭和二十

七年で七万二千四百二十四ヘクタールに

達している、上水道の被害は上流で流

し下流でこの浄化に困つてい

るの、また二つの大きな炭

鉱を調査いたしておりますが、洗炭廃

水が単に沈澱させただけで遠賀川に放

流されて、データによつて調べて

みると濁が一年間に五万七千二百トン

投棄されていることになる、この数字

は控え目と見られ、かりに信用すると

してもひどい数字である、こういうこ

とを第一点としてあげております。

第二点としては、日本の水質汚濁防

止の法律が不適当である、これに近い

法律、条例はあるが、何ら実質的に防

止の効果があてられないし、施設や処

理でも同じである、河川法の十九条に

河川の清浄の項もあるが、同じであ

る、従つて、国家で水質汚濁防止法を

制定すべきだという声を各地で聞い

た、こういうことをクラッセン氏は述

べております。

さらに日本の工業都市は成長してい

るので、今まで見たあらゆることを考

慮したところ、日本の水質汚濁はま

ます増大する可能性があり、このまま

では日本の水資源を減はしてしまふで

あらうということが痛感される。

さらに、日本の行政機構の上におい

て、水質汚濁防止については各省の活

動が重複して、よい金をかけて不

必要なことをやつて全然効果を上げて

いない。厚生省は衛生保護だけ、通産

省は産業だけ、農林省は魚類、灌漑だ

けとセクショナリズムだけを固く守つ

ていることをはつきりと感じた。これ

については産業界は高い税金が不注意

に使われている点に注意を払うべきだ

と考える。

五番目といたしまして、日本には公

共水に関する基本資料がほとんど欠け

ている。すなわち公共水の水量、水質

資料で信頼し得るものが少く、学者よ

りも民間で作つたものに近いものが多

かった。また大学の先生のやるような

アカデミックで不必要なものに力が入

られ、実用的な基本データの防止の

研究、保護処理などの公共的データ、

必要な研究は至つてなされてない。

今後の下水道なども日本では汚水まで

処理施設に入れねばならぬ合流式では

なく、汚濁防止の意味からも合流式で

はどうかと考えられるし、研究される

必要を感じる。

また北海道の石狩川は浅くて急流な

ので曝気性を多分に持つてい

る点など、実質的に技術的に調べるべきも

のである。

以上のような日本の実情からして政

府が水資源の有効な活用のために統合

された水質汚濁防止法を制定する必要

を痛感するのだということをクラッセ

ン氏は述べているのであります。

そこで、さらにクラッセン氏は、か

りに水質汚濁防止法を作る場合には、

ある程度小さい問題は府県にまかせ

ることも考えられる。しかし県の処置、

対策が不完全でなかつたなら政府が

ちばしを入れる余地を残しておく必要

があるように考えられる。法を安全に

施行する機関として、各省に属しな

い、いわば総理府に直屬する独自の

水質汚濁防止法を設ける必要がある。そ

うあつた方が実質的だと考える。

最後の結論といたしまして、日本は

協力してすみやかに水質汚濁防止法を

制定し、水質汚濁防止法を設けなけれ

ばならない。そのために各省はセク

ショナリズムを捨てて水資源のよりよ

き利用のために協力すべきである。日

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本

本の現状ではどれだけ汚染されるかを
傍観することは愚の骨頂である、一日
も早く実施に移すことが肝要だ、こ
ういうことを昨年の八月三十日の虎ノ門
の共済会館において講演いたしてお
るわけでありました。この講演をWHOに
持っていくて、そうしてわが政府の方
にこの公共水の汚濁問題について報告
が来ているはずであります。この点に
つきまして、いつごろWHOから報告
があつて、そして現在どういうふう
に処置されておるか、その点につい
てちよつとお伺いしたいと思ひます。

○楠本政府委員 ただいまお話のご
さいましたような内容が報告の形で日本
政府に参つておることは事実でござ
いまして、来た時期は昨年の暮れと記憶
をいたしております。

なおこの問題に關しましては、政府
におきましても、先般来るる申し上げ
ておりますように、いろいろな問題
を含んでおりますので、私どもの方とい
たしましては、関係各省の中心となつ
て、いろいろこの報告に基く処理を進
めつつ現在に参つております。目下い
ろいろ各省の間におきまして話し合
ひを進めておりますが、大体最近経済企
画序の中に一つ委員会を設けまして、
これによつてまず各省の意見の調整を
はかつて出発しようということに相
なっております。なおクラッセン氏の
報告にもございましたように、資料の
不足の点につきましては、目下関係各
省がそれぞれの立場で資料の整理をい
たしておる次第でございます。何分
にも広く関係各省にわたりますため
に、しかもそれぞれの立場が違つてお
りますために、いろいろ複雑な問題
を含んでおまして、今直ちにこの問題

を本格的に解決するという段階には
至つておりませんが、ただ厚生省とい
たしましては、昨日も申し上げました
ように、これら水資源保護の一つの有
力な中心機関となつて、これを推進し
ていきたい、かように現在も考へてお
る次第であります。

○八田委員 委員長にも申し上げてお
きますが、先ほど申し上げましたよう
に、水源保護というのは非常に重大な
問題でございます。しかもまたWHO
からもこの報告が参つておるのでござ
いまして、ただいま当局の説明により
ますと、委員会結成までもまだ至つ
ていない状態でございます。やうやう
というやうな計画がある段階でござい
まして、これは今後日本の水道の普及、
産業の発展を考えますと、どうして
もこの委員会において決議事項として
も水源法に關する問題を取り上げるべ
きだと私は考へるものであります。委
員長においてもしかるべく善処されん
ことを希望するものであります。

それからこの法文の中で十二条の問
題でございます。第十二条は、布設工
事についての技術者の資格規定を言
ひであるわけでありまして、ここでは
条文を拝見しますと、布設工事の監
督業務だけが取り上げられておりま
して、その基礎となる設計については全
く触れられておりません。申し上げる
までもなく、水道の布設に當つて一番
重大な問題は、基本となる調査と実地
設計でございます。学識と経験の豊か
なその道のたんのう者でなければその
任にたえ得ないのがこの仕事であり
ます。しかるにそのことについては
ノー・タッチで、重要ではあります
が、技術的には第二義的な意味しか

く、従来でも多く二、三流の技術者に
よつて行われていた工事施行上の監
督、多くは現場監督です。これだけを
法定したことは本末を転倒しているよ
うな感をまぬがれないのであります
が、この点につきまして厚生当局の御
見解をお伺いしたいと思ひます。

○楠本政府委員 まことにごともな御
指摘でございます。私も工場の
現場監督よりもむしろ総合的な調査並
びにそれに基づく設計ということがき
めて重大だと存じております。しかも
現在まで必ずしもこれらの点が十分実
施されておらぬことも事実でございま
す。しかしこの問題につきましては、
工事の現場監督よりもさらに一層高度
の技術が必要とする関係から、私も
といたしましては一層高い能力を持
た技術者にこれらの設計、調査等に從
事してもらいたいのでございまして、
従つてこれをこの法律に書きまこと
は、かえつて現状から申しまして高度
の技術性が轉れる結果にもなります
ので、私もこの点は法律にはよ
らず、もっと指導によりまして、きわめ
て優秀な高い技術性を持った技術者に
よつて調査、設計が進められますよう
に今後も強力に指導して参りたいと思
ひます。

なお私も一応この法律によりま
しても、今後も認可あるいは確認の制
度をとつております。従つてその間に
も十分これらの総合的な設計、調査に
ついては指導もできますし、また改む
べきは改める機会もございまして、また
私も申請いたします認可書類ある
いは確認書類等につきましては、調
査、設計の責任者の名称あるいは資格
等を十分に書かせることに、これは省

令の段階できめて参りたいと思つてお
りまして、つまり責任者を明らかにし
て認可あるいは確認の申請をさせる方
法をとりたい、これは省令の段階でさ
うな措置を講じたいと、かように考
へております。

○八田委員 ただいま、こういった事
務を行う者は、政令で定める資格を有
する者でなければならぬということ
で政令でもつて定めていくのだという御
答弁のようでありまして、さらにまた
水道事業というものは認可制であるか
ら、設計内容等を十分に検討して、不
適当なものは修正させるから、設計に
ついての設計者の拘束は不必要だ、こ
ういふやうな意味合いにとれるわけ
であります。ただ問題は、政令で定
めるということになっております
が、この点について厚生省の当局でど
ういふお考へになつておるかお伺
いしたいのであります。というのは、時
間がありませんから問題をしぼります
が、技術者の資格認定の登録制とい
う問題でございます。水道施設という
のは全部といつてよいほど直営工方式
がとられておつたのであります。が、
戦後の新しい傾向は、多くの技術者を
擁する大都市においてさえ相当多くの
工事が請負に付せられております。
中小都市の工事に至つては、請負工事
が主体となつておるやうな観さある
のであります。特に数の点では圧倒的
に多い簡易水道は、その全部が請負工
事でございまして、しかも簡易水道建設
の場合には、事業主側に現場監督にた
え得る程度の技術者すら持たないのが
通例でございまして、また一方、工事
者には水道の専門技術者を持たない請
負業者が少くありません。この態勢にお

いて安心できる工事が果して可能であ
ろうかといふことが心配になつてくる
のであります。御承知のように流末工
事といわれる屋内の給水装置工事また
ビル内の暖房工事をなす衛生工事業
者は、それらの工事が建築物の付帯工
事として取り扱われ、建築士の下積み
とされている現状を打破するため、政
府に設備士立法を要望しておるのであ
ります。ところが政府に設備士立法と
いうことについてあまり熱意がないと
いうことで、衛生工業協会では設備士
の資格認定と資格試験の実施を計画
し、すでに一部資格検査を開始して登
録準備を進めておるといふことでござ
います。流末工事においてさえその必
要が痛感されているのに、本体の方
の工事に對しては技術上の責任制が全
く放任されておるやうなことはありま
せん。國民の保健衛生の安全を守り、不
良工事を排除するため技術者登録制度を確
立する必要をお考へになりませんかど
うか。

○楠本政府委員 これもまたきわめて
ごもつともな御指摘でございまして、
なるほど現在高度の技術を要する工
事であるにもかかわらず技術性の乏しい
工事施行者が工事に當つておるとい
う現状が多いのでございまして、私も
これらの点に關しましてはかねていろ
いろと注意をいたしておりますが、た
だ事が請負に關係いたしますために、
その辺はきわめて慎重な態度で臨んで
おるわけでございます。そこで今後政
府といたしましてはこれらの工事施行
者の資格については、できるだけ機会
をとらえて明らかにして参りたいと思
つておりますが、差し当つては補助
執行の一つの条件としての基準として

これら工事施行者の資格をそれぞれ定めて参りたいと考えております。たとえば専門技術者が何人以上なければならぬ、あるいはこれこれの専門技術者を持つていなければならぬというような条件をもつてしほつて、これを補助執行の条件としてこれらの間違ひなきを期してやつていきたいと思つております。しかし御指摘のように根本的にはやはりこれら衛生工事に関する施工者の資格を明らかにすることが当然必要でございますが、これらの点につきましては今後十分研究いたしたいと存じます。

○亀山委員 関連質問。私は特に八田委員のお許しを得て簡単に当局に御質問申し上げたいと思つますが、今度水道に関する権限が厚生省に一元になつて、今度の水道法案が出来まして拝見しますと、まことに私もはげつこうな案であると思つます。ただ一点私は遺憾に思つてゐることがありますのでその点をお伺ひしたい。この法案の四十四条の補助規定で二点私が疑問に思ひますことは、これは簡易水道事業についてのみの補助を考へておられるようにありますけれども、この法案にあるように簡易水道は五千人以下という給水人口になつております関係上、実情においては、一町村において三千、四千、四千というような三つの部落等である、ともに給水源がない、これを共にするといふような場合に、たまたま給水人口が五千をこえるという場合には残念ながら補助できないというやうなことで非常に不便があるので、私はむしろ簡易水道といふことに限定せず、これは予算の範囲内で、しかも政令の範囲において補助をきめるのであ

りますから、その点でできれば、今のやうな場合、また従来の上水道、簡易水道以外の水道に對しても予算、政令の範囲内においては補助できるといふやうに法文の上はしておかれて、しかる後に予算の折衝において大蔵当局と政令の範囲等については御審議になつた方がよいのではないかと思ふのです。が、その点のことを私も是非に遺憾に思ふのです。

いま一つは四十四条にはただ「水道の新設に要する費用」とだけあります。ところが四十五条には災害の復旧に要する費用とあります。これは新設だけに限つておられますが、あとの四十五条には災害復旧としておかれて、新設または災害復旧としておかれて、ほとんど新設にひとしい災害復旧の場合にはやはり補助を出し得るやうにされることが適當だと思う。私も、これはいろいろ大蔵省との関係もあるといふことでありますから、先ほど申し上げたやうにいろいろ考へなければならぬが、画龍点睛を欠くのは四十四条だと思ふ。この二点について当局の御意見を伺ひたい。

○楠本政府委員 御指摘のように第四十四条にありますが、国の補助は、簡易水道に限つてあります。つまり五千人以下の給水人口に限つてあります。しかし実情はお申し出の通り五千をこえても補助を必要とするところがござい

ます。現に昭和二十九年までは明治二十一年以来これら五千人以上の水道についても国庫補助が事実上行われておりました。この点が削除となりましてから今に至つております。しかしながら実際問題としては五千人以上は大體起債財源としてみてやれば、あとは償

還が可能であらうという考へ方で出発をいたしております。ところがたゞいま御指摘のやうにきつめて小さい部落が寄つておるやうな場合、これはたゞい全体としては簡易水道の規模を越えても、実情は簡易水道と何ら違ひませんので、国庫補助の対象とすることが実情に即した方法だと存じます。この点は私も大蔵省ともいろいろ折衝を重ねました結果、大蔵省の方ではこれらの点については十分理解を持ち、好意を持つて予算執行をする。つまり五千人以上の場合も、特に必要な場合には認めてよいといふやうな考へで今まで進んで参つております。なお、災害復旧については、従来別に水道条例には補助規定がございせんのでした

が、實際上予算措置として二分の一程度の国庫補助を支出して参つております。今後特に規定しなくても事実上予算措置として災害復旧のための経費を支出していけばよいじゃないかといふことで大蔵省と話し合ひをつけたわけでございします。しかし、どうせやるならば法律で規定してもよいじゃないかという御議論もあらうかと存じます。が、一応は財務当局とはさうな観点からかような規定になつたわけでございします。

○亀山委員 今伺いますと大蔵当局との了解も、簡易水道、いわゆる五千人以下に限定するといふ場合のみでなく、それ以上のところも考へられるといふ了解もあるといふこと、災害復旧についても適當に補助ができるというのとでありますれば、これこそ明瞭に書いてもらつた方がよいと思ふ。これは水道事業は申すまでもなく、この際私は最も促進すべき問題だと思ふ。そう

いう重要な問題であるのに遠慮されて、いかにも簡易水道という法律で限定した範囲内、あるいは災害復旧はそのときの予算の都合によつてやるといふのじやなく、はっきりと明示されたい。それから水道事業に對しては、地方財政関係等もあつて起債といふ考へもあります。しかしながらやはり氣持といふのは、この水道事業に對しては国が幾らでも見てやるといふこと、ことに財務当局の取扱ひは、補助がなければ起債といふのはなかなかすぐす言うのですから、そういう布設者の氣持を考へると、ここに明文を持つておられる方が私はいいと思ふ。

同時に將來財政の余裕がつけば、簡易水道に限らず、適當なかりに一万、二万といふやうなところの給水人口あるいは財政上どうかと思ふやうなところに對しても補助ができるやうにし、この範圍を拡張してもらいたい。そういうやうにかりにわれわれが今後国会で皆さんの御了解を得て修正を出したとすに、厚生当局はお困りですかどうですか、その点を伺ひます。

○楠本政府委員 当局といたしましては、むしろ大蔵省との内々の話し合ひで参りますよりも、はっきり法律の上で明示された方がより望ましいことは申すまでもございせん。ただししかし、この法案を制定するに當りましていろいろ大蔵省とも相談をいたしまして結果、一応實際問題として何とか補助金が出せるやうな取扱ひをする、五千人以上の場合でも、特に必要な場合には相談に乗るといふことになつております。また一方災害復旧につきましては、これは従来通り事実上、予算措置として経費を支出したいといふこと

で一応話し合ひがまとまつておりますので、私ももとしましては、かような四十四条の規定のみをもつて満足をしたしわけでございます。この点はしかしいろいろ御批判のあるところと存じますので、いづれ何なりと御批判をいただいた、かやうに考へておる次第であります。

○亀山委員 水道に對しての問題は、私はこれは一つの重要な点だと思ひます。ことに例をあげれば、今ここにおられます大橋委員の非常な御努力で、離島振興法にも簡易水道等に對しては格別の補助率を考へておられるほど、私は水道といふものは重要だと思ふ。特に五千以下の簡易水道には補助をはつきりしているが、それ以上の水道に對しては、法文の上からいへば全然できぬやうだ。こういう点はやはり範圍を広くして、事情によつては、大蔵省との交渉ができれば補助できるやうな規定こそ、私はこの水道法に最も望ましいことだと思ふ。先ほど御質問申し上げたのは、厚生当局にお話しするのは少し無理だと思ひますけれども、そういう点をわれわれが考へておるといふことだけを御参考に申し上げて、要は簡易水道に限らず予算の余裕がつけば補助できる、しかも五千人以上の人口のところであつても、事情によつては補助できる、災害復旧に對しても同様に補助できる、こういう規定を、この際政府の修正はむしろかしこいから、われわれの方で修正したいという氣持だけ申し上げまして私の質問を終ります。

○八田委員 亀山委員から御質問があつたことは実は私からも質問するつもりでおつたのですが、この補助問題

につきましては大蔵省の事務官が見えられてからさらに質問をやることにいたしました。

それでさらに条文に入って参ります。第十九条は水道の問題でございます。第十九条は水道の運営について事実上の管理をさせる技術者の必置規定でございます。この十九号の目的は、集団赤痢の発生とか機械操作の無能から来る事故発生とか、従来の日本水道で最大の欠陥とされている技術操作のまずさを解消させるのがそのねらいであろうと思ふのであります。ところがそのことにはあまり多く触れず、その職務として列挙されているうちには、たとえば一号の「水道施設が第五号の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査」というような、第十二号の技術者に担当すべきような職務を規定してございます。また第五号の健康診断に関する規定のごとき、事務管理者が負うべき義務があげられたりしているのは、この法文を見まして、何かしら觀念の混淆があらはれないかというふうな感じがいたすのでございます。どうして十九号の中に、今申し上げましたような一号、五号を入れたのか、この点につきまして御説明願いたいと思ふのです。

○楠本政府委員 この水道技術管理者は、いわば水道業務運営の上の技術上の責任者であるという考え方でございまして、この技術者だけによつて水道の技術が管理されるものではございませんから、要は業務上の技術上の責任者であるという考え方でございます。従いましては御指摘の第一号の施設基準に適合しているかどうかという点は、いろいろ長い時間の間に維持

管理上、施設基準に沿わなくなる場合もございます。たとえば水源の水の変異あるいは給水人口の増加に伴いまする施設の変換というふうなことから、し

ば施設基準が果して永久に適合しているものでもございせん。従いまして当初水道を設計し、工事をいたした直後までをいわゆる施工者の責任とし、以後維持管理上の施設基準というものはこれらの技術担当者の責任といふたすという考えでございます。なお五号の健康診断につきましては、これはもちろん医師の行う健康診断でござい

ますが、それらの健康診断が的確に行われているかどうか、あるいは記録が十分に保存されているかどうかというふうな責任を、この維持管理の責任者に担当させたいという趣旨でございます。○八田委員 ただいまの御説明の中で十二号と十九号は、この法の建前としては、事務上の管理とそれから技術上の管理と分けていられるわけですね。私が今申し上げました一号と五号というのは事務上の管理で十分にできるもの、他のものはもちろん技術上の管理、こういうふうに分けて考えているのですが、法文を組み立てていく場合に、やはり事務管理と技術上の管理というものを明らかにしておくのが、私は正しいのではないかと、いろいろ感じがいたすのでございせん。もちろんただいまの御説明では十分納得がいかな

いのであります。これらの点につきましては、水道法ができれば水道法に對するところの解説を出されるわけでしょうが、今申し上げました点について誤解がないように十分解説されるように希望をしておきたいのであります。

それから、水道事業という文句がこの法文に始終出て参りますが、この水道事業には簡易水道事業というものは含まれていないわけでございますね。

○楠本政府委員 水道事業のうちには当然簡易水道事業も含まれております。

○八田委員 そうしますと、これをずっと見て参りますと、簡易水道というものと水道事業というものと分けて説明されているように思ふのです。私は水道事業というのは簡易水道事業を含まないようによつと条文を拝見しているのですが、この点あとでまた当局の方において明らかにしていただきたいと思ふのです。

そこで問題は簡易水道なんですが、簡易水道という名前がどうも誤解を招きやすいのであります。そこで、第二十五号の簡易水道事業に関する特例という条文がございせん。これを見ますと「簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるときであるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。」と書いてございせんが、ただこれを簡単に読み流して参りますと、消毒設備があつて、そして消毒設備があらばいいのであつて、浄水施設とかこのういふものはほとんど必要ないんだ、自然流下のみによつて給水することができるといふ簡単なものなんだ、従つて金がかからぬのだ、こういうふうな誤解を招きやすいのであります。そこでここで部長との間に、簡易水道とは一体いかなるものか、こういう言葉は非常に誤解を招きやすいのだが、一体どういふふうなことを意味するのが正

しいのであつて、實際は簡易水道というものはこういう名前前で表現されるのが正しいのである、こういうふうなことに、まだ時間がちよつとありますから、一問一答式でお答え願ひたいと思ふのです。

○楠本政府委員 御指摘のように簡易水道というのは一つの名称でございまして、これをたとえば小規模水道とか他の名称にしても別に支障のあるものではございせん。しかしながら、すでに簡易水道として一般に親しまれた言葉にもなつておりますし、行政上簡易水道というものは他の法律にも規定がございせんので、この際特に従来の親しみから簡易水道という名称を用いたわけでございます。

なお第二点の簡易水道とはどういうものかと申しますと、これは五千人以下の小規模水道でございまして、しかも原則としてはできるだけ浄水設備、濾過浄水等を行わずに適当な水源をとつて滅菌装置だけで給水ができることとが簡易水道の一つの特徴ではないかと考えております。しかしながら、これは原則でありまして、地域の事情等によつて必ずしも一律には申されませんが、かような施設構造の点が一つの特徴ではないか、かように考えます。

○八田委員 法文にははっきりと簡易水道とはという概念規定がありません。ものですかから尋ねているのです。が、厚生省令の第六十八号の簡易水道布設助成規則第二条によりまして、「この規則で「簡易水道」とは、市町村の区域の一部において五千人以下の人口を対象として、原則として飲用に適する原水を滅菌のうえ、配水管等に

よつて供給する施設をいう。」というふうな書きであります。あるいはまた県条例などによりますと、水道条例によらない特定多数の者に飲料水を供給する施設である、こういうふうにも書いてあるわけですね。そこでこれをこのまま読んで参りますと、いろいろと誤解を招きやすいのであります。今楠本部長さんは簡易水道というのは小規模水道だ、あるいは給水人口の少ない水道だ、こういう意味合いのものを簡易水道というのだ、こういう御説明がありました。もちろんそれで当然でござ

います、りっぱでございせん。ただこの簡易という言葉が、非常に簡単な施設、そんなふうな誤解されてくる点が多いわけですね。しかし、今の御説明にありましたように、簡易ということとは性質とは関係のないことだ、また簡易ということとは値段が安く施設ができること、これは御説明の中からは十分に受け取ることができるとありますが、ただ問題は、二十五号の中の浄水施設を必要としない、あるいはまた厚生省令第六十八号に浄水施設について何らの規定がない、これが非常に誤解を招きやすい点でございせん。というのは、浄化設備を必要とするとか必要としないとかいうことは、人口の多い少ないは必ずしも一致しないわけですね。この点なんです。私は、簡易水道というものの規定に對しても今の御答弁の中からは当然誤まりなく自分ではつかむことができるのですが、こういう簡易とかいう言葉によると簡単、しかもそれが二十五号の規定によると浄水施設を必要としない、こういうことになつてくるわけでありせん。しかし、

小規模水道あるいは給水人口の少ない、人口五千人以下の水道を簡易水道というということになって参りますと、全然浄水設備なくして井戸水とかわき水を使っておる大都會の水道が相当あるわけですが、たとえばわが国におきましても鹿児島とか姫路とかあるいは福井なんかは全く浄水設備を持ってなくて都會に給水しておる。すなわち井戸水とかわいてくる水を使っておるわけですが、さらにまた米國なんかではニューヨークとかあるいはロサンゼルス、シカゴなんかでも原水をそのまま給水しておるのであります。これはいづれも大都會ですから、こういうことを考えていきますと、浄化浄水施設を必要としないという文句に引つ張られて誤解が生れてきやせぬか、こういう不安を持ったもので、簡易水道というものは決して施設費が安くつくのだというのではないのだ、水質とは関係なく施設というものが講ぜられていかなければならぬものだ、簡易というところは決して簡単な施設じゃないのだ、こういうことを明らかにしたいので申し上げたのであります。

そこでもう一つ、今五千人以下を簡易水道の対象にするのだというのでありますが、給水人口の限界点をどこで定めるのが水道衛生上妥当であるかという問題です。五千人以下にしたのはどういふ理由に基いてされたのか、単なる行政上の区別と解釈してよろしいか、それをお教へ願いたい。

○楠本政府委員 簡易水道が予算的に認められましたのは昭和二十七年からでございます。その当時われわれは水道の規模をどこに置くかという点をいろいろ検討いたしましたが、その当

時は町村合併等が進んでおりませんでしたために、町村規模は大體人口五千というところをございまして、当時の町村規模に基いて五千人という数字をとったわけでございます。

なお簡易という言葉は決して施設が簡易という意味ではございません。従来はなるほどその点に誤解がございましたが、今回簡易水道についてもこの水道法案によります施設基準の適用を受けますので、かような誤解はなくなるものと考えております。

○八田委員 五千人という限界点は今のまでの慣習とかあるいは行政上の規模に従ったという御説明があったのですが、行政上の規模に従ってこの限界点をつけたというならば、市町村の合併によって行政的な規模は変わってきたわけなのですが、五千人で今後ずっと縛っていかれることに對して、現状とそぐわない感じを持つのですが、今後ともこの五千人という数字をずっと堅持していられるお考えかどうか。

○楠本政府委員 部落の集落状況から見ますと五千人までとてれば、連担地区としては部落の集落としてこれで支障がないものと思っております。ただ問題は町村合併等の関係からむしろ数部落を一緒にした方がいい、その方がはるかに地勢の関係からも経済的であるというような場合も出て参ります。きような場合には、今後は町村であつても簡易水道とせず一般水道の範疇でこれを規制して参りたいと思つております。従いまして簡易水道としてはやはり部落単位、連担地区の集落単位という点から一応五千人というもので考へて参りたいと存じております。

○八田委員 そうしますとたとえば数個の部落の集落がある、それぞれの集落は独立して簡易水道の補助対象になることができる資格があるわけでありますが、水源をそれぞれの集落で求めることができないために、これらの集落が共同の水源を水源とする一個の水道として施設しなければならぬような場合があると思いますが、そういう水道に對する補助は第四十四条の補助規定ではできないように考えられる。この点につきましては、今龜山委員からも質問があつたのですが、たとえば一つの水源がある。そうして今いろいろな部落がある。全部一つの水源にたよつてこれらの部落が給水しなければならぬというときには当然五千人以上になつてくる。その人口全部合計すると一万人近くになる場合は補助の対象にならないというようなことも四十四条の規定から見ますと起りかねないのです。この点についてどのようにやっていかれるのですか。

○楠本政府委員 まことにごもっともな御指摘でございます。個々の部落は簡易水道の対象として補助を受ける。しかしより合理的にこれを一つの水道とした場合には人口いかによつては補助の対象にならない、かような矛盾が出て参ります。この点は先ほど龜山先生にもお答えを申し上げましたように、大藏省とはいろいろ事務的に折衝をいたしました結果、きような特殊性のある場合には、たとひ人口が五千人をこえる、あるいは一万人になつても何らか補助のできるような事務のやり方を一つ考へたい、かようなことで大藏省と話がついてゐる次第でございます。

○八田委員 農村では家がばらばらで集落を作つてゐるために一戸当りの配水管の延長が大都市よりもかへつて長くなる、また全体の水量が少ないので建設費がかへつて高くつく、こういう点は簡易水道の面において十分に認識しておかなければならぬ大切な点でございます。大體日本では給水人口の目標を十年先というふうに見て計画してゐるのですが、實際は簡易という言葉を安撫と思ひ違ひして、十年と持たぬような安い粗悪な材料を使った。道路の側溝の中に管をぶら下げたり、ちよつと道を掘ればすぐに管が飛び出してしまふほど浅く埋管したり、あるいはそのことに十分の知識がないために請負人にまかせきりで材料や工事をこまかされたため、維持管理を十分にしなかつたために集団伝染病が発生したり、そういうことのないよう簡易水道の面においては注意していかなければならぬ。果してこのような注意規定の条文がこの法律の中にあるかどうか。簡易水道施設に對する監督指導という面についてこの法文の第何条にありますか。

○楠本政府委員 簡易水道につきましても特例としてはございませぬものは、技術者とか消防用消火せんの設置義務だけでありまして、他はすべてこの法律の規定によつて縛られてゐるわけでございます。従つてこの法律にございませぬ施設基準あるいは水質基準、これらはすべて簡易水道に適用されるわけでありまして、従つて一般大水道と同様の施設基準、同様の水質基準によつて今後は規制されて参りますので、危険は絶対ないものと考えておる次第でございます。

○八田委員 第五條の施設基準のところ、第四項に「水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生省令で定める」ということが書いてあります。と、それからもう一つ、十三條の第二項に「水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに關する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない」という規定があるのであります。このうなものは、ふだん水質検査は一体どういふうにしてやられておるのでしょうか。これは保健所が担当してやつておるのでしょうか、實際に私簡易水道の水質検査をやつておる保健所をあまり見ておらぬのです。手が回らぬということ……今まで簡易水道がずっと普及して参つたのですが、簡易水道によつて集団的な伝染病が発生しなかつたというところは、あり得なかつたと思つたのです。今までにやはりそういう例はあるのですから、今後それが絶対にならないようにするため、どのような方途を考へておられるか一つお聞かせ願ひたい。

○楠本政府委員 簡易水道につきましても水質検査等を行いますことは、従来も行政指導によりまして十分指導をして参つておりますが、町村の規模等の関係から、必ずしも徹底しておらぬうらみがございませぬ。今後この法律によりまして、当然規定されました水質検査を行わなければならぬことになるわけでございます。そこで御指摘のうらに、そんならば町村でだれがこれをやるかということでございますが、できればかような水質検査を行う職員が望

○八田委員 第五條の施設基準のところ、第四項に「水道施設に關して必要な技術的基準は、厚生省令で定める」ということが書いてあります。と、それからもう一つ、十三條の第二項に「水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに關する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない」という規定があるのであります。このうなものは、ふだん水質検査は一体どういふうにしてやられておるのでしょうか。これは保健所が担当してやつておるのでしょうか、實際に私簡易水道の水質検査をやつておる保健所をあまり見ておらぬのです。手が回らぬということ……今まで簡易水道がずっと普及して参つたのですが、簡易水道によつて集団的な伝染病が発生しなかつたというところは、あり得なかつたと思つたのです。今までにやはりそういう例はあるのですから、今後それが絶対にならないようにするため、どのような方途を考へておられるか一つお聞かせ願ひたい。

まじいのでございますが、小さい町村として、個々にかようなものを置くことはきつて困難な実情もございまして、以下申し上げます二つの方法をもちましてこれらの維持管理の徹底を期して参りたいと存じます。

第一は、簡易水道が将来たくさんできて参りますから、町村で一つ連合、共同して技術上の責任者を設けることが一つ考えられます。今後はこれら町村の連合として共同の職員を置いて維持管理の徹底を期していくという考え方が一つございまして。第二点は、かようなこともきわめて困難であれば、これはやはり保健所のサービスとして、保健所がこれらの点について十分な検査をして参りたい。この場合経費については、保健所は元来かような委託検査の場合には料金を実費程度に徴収することができるとなっておりますので、保健所の職員等をその実費の徴収によって増すなりあるいは旅費を支出する等の方法によりまして、十分なサービスをいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○藤本委員長 八田さん、厚生大臣は他に時間の御都合もありますので、もし大臣に対する御質疑がございましたら、この際お願いできませんか。それで、政府委員のは保留していただきたいと思います。滝井さんもうどうぞ一つ……

○八田委員 大臣がお見えになったので、大臣に御質問いたしたいのです。水道法の問題を審議しているわけでございますが、水道法は、大臣も御承知の通りに、今まで水道条例がずっと続いております。六十年ぐらいの生命を持ってきたものでございます。今度

新しく水道法ができつつあるわけでありますが、この性格は、大ざっぱに言つて二つの性格を持つてゐる。一つは公益事業規制法としての面、一つは衛生警察法としての面を持つてゐる、こういうことだと思ひます。ただ問題は、この法律によつて水道事業は安泰であり得るか、あるいは進展していくかどうか、こういう点においていろいろ不安な面もあるわけであります。特に第一の目的に、「水道事業を保護育成」という文句がはつきりうたれておられますが、それを裏づける用意というものはきわめて少い。わずかに簡易水道に対する補助規定があるばかりである。というのは、今まで条例にこそ規定されておりました。したがって、水道法制定以来連綿として続けられてきたところの一般水道に対する補助が打ち切られてゐる。これは大臣も御承知のように、昭和三十年までは一般水道に対する補助がなされてきておつたのであります。ところが昭和三十一年から一般水道に対する補助が打ち切られて、そのまゝずっと今日にきてしまつたのであります。この法案でも、単に簡易水道だけを取り上げて、しかも予算の範囲内において補助することができるといふやうなやうなことになるわけでありまして、さらにまた現行の水道法にありまるところの国有財産の無償使用規定といふものも、この水道法にはない。さらにまた水道用地に対する非課税規定といふものも、この水道法にはないのです。ですから、保護育成といふことがはつきりうたれておりますけれども、ただ国庫補助は簡易水道だけだといふことになっておりまして、保護

育成に対する積極的な意欲が、あまり少ないのじゃないか、むしろ、かえつて現行条例から一歩後退しているのじゃないか、というやうな印象を受けるわけでありまして。こういう一つの問題点がある。と、それからもう一つは、われわれが水道法に大きな期待をかけておつたのは、水源の保護の規定であつたのであります。ところが、大臣も御承知のように、この第二条に書いてございまして、わずかに訓示規定として、修飾的な姿だけにとどまつてしまつた。これではわが国の水源というものが保護されていくかどうかといふことは——今日のわが国産業界の発展を見ますと、水源保護といふ問題が非常に重大な問題となつてきておるのであります。先ほど申し上げましたが、WHOの顧問をやつてゐるC.W.クラッセンという人が昨年わが国の水質、水源の状況をずっと北海道から北九州にわたつて視察して参りまして、日本の公共水の汚濁についても等閑に付することができない、焦眉の急だ、だから公共水の汚濁防止法といふものを作れ。さらに今日わが国においては水道行政といふものが行政指導は厚生省でやつておる、技術指導は建設省でやつておる、起債の許可といふものは自治庁でやつておる、融資は大蔵省だ、工業用水は通産省でやる、こういうふうにはばばらになつておつたのであります。従つて水源保護の問題について各省にわたつてやられてきてゐるために、非常に問題点があつて、あるいはセクト主義じゃないか、こういうふうなまに言われておるのがクラッセン氏の講演の内容の一部であります。

クラッセン氏は特に公共用水の汚濁防止法といふものを作れ、そしてしかもこの法律を完全に施行する機関として各省に属さない、いわば総理府に直屬する独自の水質汚濁防止庁を作るべきだといふことを言つておるのであります。さらにまたWHOからもさういふ勧告がわが国になされておるわけでありまして。今まで申し上げたことについて今後水道行政、特に一番必要な水源保護の問題について大臣の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいま八田委員のお尋ねになつた水道法のいろいろな問題は基本的な問題でございまして、水道法の審議に當つて私ども非常に研究をいたし、またまだ未解決の点もあつたが、いろいろそれらの点も考慮しながらこの法案の提案に至つたやうな次第でございまして。第一に、この法案の目的に水道事業を保護育成するといふことがあつたが、保護育成の問題はどうもあまり具体的に考えられておらないやうな感じが、たとえば簡易水道以外には国庫の助成といふものも考えておらないし、さらにまた国有地の使用とかあるいは非課税等の問題について考慮されておらないやうな感じがございまして、これはお説一応ごもっともでございますが、われわれとしては水道事業の希望と申しましようか、各市町村における熱烈な要望がございまして、これに対応して参りたいといふことで、できれば国庫補助も従来以上に考慮したい、こういう考えであつたのでございまして、いろいろな事情で、水道事業は公共団体の財政規模や今日のいろいろな関係からいつてみて、一つの事業的色彩を持つ

た、独立採算制を持った企業体にして育成すべきものじゃないだろうか、こういうやうな考え方があるのでもございまして。もちろんこれは当該市町村の財政が非常に貧弱だといふのでございまして、これは交付金等によつて考えなければならぬことでございまして、水道はやはり独立企業としてある程度考えていくことが当然なんじゃないかといふやうな面がある。さらにそれだけではもちろんいかな面があることは今御指摘の通りでございまして、政府としては国庫補助の問題は将来に

おいては考えるが、今日の国の財政上からいつてみて簡易水道のような部落給水といふものは、非常に採算のとれないやうな面については助成をしていくが、そうでない集団経営のものは独立事業だからむしろ融資といふやうな面を考えていつた方がよいのじゃないか。非常に希望が強いものでございまして、特に補助までして行つたといふことはどうであらうか、こういうやうな考え方でもございまして、補助をやめてしまつたといふ意味でなく、今の事情ではそまゝでいかなくても相当やつていける、むしろ押えるのに苦勞するといふやうな点が考慮されてゐるのじゃないか、こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

それから今の国有地の使用とか非課税の問題は、実は他の法律にあるものでありますから、特にここに載せなくても当然そういうことが適用されてゐる、こういうやうに考えてゐるわけでございます。なお水源保護についての十分な配慮をしてないやうな感じがございまして、水源地の保護につきまし

城の一部というような大じかけな工事でないようなものとの区別をこの言葉でして、そうして独立採算制のない一部のわずかな方々で、費用が持てないというような方面についての水道に補助しよう、それには名目も単に水道事業でははつきりいたしませんから、簡易水道事業というような名称を使って区別したわけでごいまして、全部の水道事業に補助をやるということになりますと、都市によっては独立採算制がりつぱにやっていけるものも出て参りますから、それとの問題もごい

ますので独立採算制でなければいけません。よくいわれるのは補助がなくていいじゃないか、むしろそういうった独立採算制によってやっていけない、しかし水質が悪くて伝染病その他、むしろ高くつくのだが水道の布設の急を要するものがある、こういう面については助成をしてもそういうした悪環境をつつなくしていききたい、こういう考えでこれは立法したわけでございます。将来だんだんあとに参りましてどうしても独立採算制ではできない、水道がみな市町村にできたのだが非常に高くつくためにできないというような特殊なケースが残った場合、相当補助をして、そう

り、当該市町村民の環境衛生がよくなるようにするということは当然なことではないか、今の段階においてはとりあえずそうでない方からやつていこうということでごさいます、それは必ずしもいいとは考えておりませんが、財政上の問題でしばらくがまんしていただく、こういう考え方のように一つ御了承願いたいと思います。しかし政府

七

合うように起債等の心配をいたします
が、特に今年度からは厚生年金の還元
融資も水道には一つワタを拡張しよう
というようなことで、これは大蔵省と
も相談ができてまして今年からその方に
還元したかと思っております。これは
御承知の通りこの道を開きますれば今
後相当巨額の金を水道事業に出してい
くことができるのではないかと。そうい
うことをまずできる面からやってみ参
りまして、それでもなつかないところ
については、今八田委員のお述べに
なつたような、水道事業一般につい
て国庫補助をする問題については、補
助がなくては経営困難なほど巨費を要
するものであつて、つまり単価が高く
つくものについては助成の必要はある
が、個々のケースについて考へていく
時代がくるのではないかと、今日の段階
では非常に希望が多いものですから採
算性のあるものを取り上げていく、こ
う、それから市町村の一部あるいは市町村
の全部等、小規模のものであつて、しか
も水の便が悪い、あるいは水質の悪い
ものについては助成をして早く普及し
ていきたい、こういう考へでござい
ます。

そこで、もう一つ国庫補助の積算の
問題でございますが、非常に要望がた
くさんございまして、そしてそれをで
きるだけ一つやっていたらこうという
ことになりまして、つい今お述べにな
りましたような例が出るのでございま
して、二割五分、四分の一を補助しろ
という考へがそうしたようなことにな
りがちで、今年度も特にこれは非常な
御要望でございます、予算も十五億
というような、十億台に初めて乗つた
わけでございますが、まだまだ私も

これではどうも十分どころではな
い。またどうもそういう御指摘のよ
うなことがあるんじゃないかというこ
とをおそれております。いずれにいた
しましても簡易水道を早く普及した
いということ、それにはやはり予算を
もつとんと計上しなければならぬと
いう問題が残ると思つております。いろ
ろ財政の都合もあるわけでございます
が、できるだけ今後とも一そう努力
いたしまして、今お述べになつたよう
なことのないうちに、二割五分を補助
するといふならば二割五分を補助し
て、予算の定める範囲内であつて、
市町村当りでは一割とか一割五分に
なつてしまふというやうな考へはな
いように努力いたしたいと思つてお
ります。

〇八田委員 大臣、こういうことがあ
るのです。簡易水道の補助は私はぜひ
とも必要だと思つてゐる、工業用水
道にも今度は補助をやることになつて
いますね。こうなると、工業用水
道と簡易水道だけに補助を与えて、そ
して一般水道には与えないというの
はどうも私には納得ができません。
しかも工業用水道の補助というのは地
盤沈下対策という災害救済的な理由か
ら出たものであります。ところが
が現実には地盤沈下とは離れて、産
業政策的な低料金工業用水の供給とい
う面に重点が転化したつてゐるので
ございまして、この点が私、一般水道に
対してどうして補助を打ち切つたのだ、こ
ういふことの疑問が出てくるわけであ
ります。大臣も御承知のように、水道
に対する補助という問題は、最初の出
発は三府五港、これから出発して

のです。それからだんだんに順次中都
市以下にも拡大されて今日に至つてお
るわけでありまして、こういうふう
になつて参りますと、小都市だけが残さ
れてきておるといふのが現実でござい
ます。ところが今残されておる水道未
設置都市は、財政的な理由のみから水
道がはしくてもできなかったものであ
ります。防疫対策上の奨励的な補助の必
要があることは簡易水道の場合と何ら
選ぶところがないわけではございません。
この点がどうも水道行政を進めていく
場合の補助政策として、何か一貫性を
持たないやうに考へられてゐるわけ
でございます。しかも一般水道事業に
対するところの補助が打ち切られたの
は、零細補助になつたといふことで打
ち切られてしまつたのであります。こ
ういふふうな零細補助になつたとい
うのは、先ほども大臣からお話ござ
いしましたが、戦後の旺盛な水道新設
のうみに対しまして補助額が全然伸び
ていなかった。大蔵省から認められた
予算の範囲内でまんべんなく新設水道
にばらまいてゐるやうなことが零細
補助といふことになつて参つたのであ
ります。そこで今後補助規定をはつき
りとするためには次のやうなことも大
臣の御考慮の中に入れていただきたい
のであります。というのは、戦前通り四
分の一補助率といふものを確立すべき
だ、しかも単年度補助でなく事業費総
額を定めて継続事業を認める、こうい
うことにすれば、当然予算の増額をは
かつていかなければなりません、ま
た効果的な補助事業といふやうにな
つてくるわけでございます。ところが補
助予算の増額は認めない、その結果零
細補助になつたから、もう零細補助で

は効果がないから打ち切るといふこと
になつては、今までのいろいろな水道
を布設したいといふ意欲を抑え切つて
しまふ。しかもわが国の水道普及とい
うものは大体三二%でございますがイ
ギリスあたりから比べてみると半分以
下の普及率です。どうか大臣、この補
助の問題につきましては、起債の問題
と関連いたしますので、今後とも工
業用水とか簡易水道を認めるならば、一
般の水道についても補助を認めるべき
だといふことになつてくるわけござ
います。大臣の御考慮をわすらわし
たいと思つてゐます。

ありまして、水源が遠いとか、あるいは非常に集団性が欠けておりますけれども、水道を引く熱意もあり、また引かなければならない事情があるというような場合、特に高い水道料金になるような市町村についての特例と申しましようか、特別なケースが相当あると思います。こういうものは国の助成をしないと、相当長期にわたって必要とするものが実施されないというようないふこともあろうかと思っております。そういう市町村を十分調査しまして、そういう市町村に対する普及は別個のケースで助成をしよう、こういうことを私ども考えております。この点につきましては、よく調査いたしまして、財政当局とも十分打ち合せの上で、八田委員のお述べになりましたことは全く私は同感でございますので、十分今後において善処して参りたい、こういうふうに思っております。

○八田委員 先ほど大臣から厚生年金の還元融資の問題について、水道事業にも融資をするのだというような朗報をいただきました。満足するものでございしますが、ただ水道事業に対する補助というのは、防疫対策上の奨励的な補助という意味合いを持つておるものでございます。そうしますと、私いろいろ考えてみまして、財源の問題がいづつても非常に問題になってくるわけでありまして、国で水道事業をこれから普及率を高めていくための財源をどこに求めるかと申しますと、水道によって起る伝染病というものの、人間の排泄物によって集積的な病気が起ってくる、この源は結局人間の排泄物であります。簡単に言うならば、消化器系伝染病というものが水道によってばら

まかれていくのでありますが、これは簡単に言うとかそ食らい伝染病ということでありまして、このくそ食らい伝染病を防止するために、国としてどれくらいの予算を組んでおるか申しますと、これは地方自治体のこういった伝染病に対する予防費なんかをひくくめてみますと、二十九、三十年度においても予防費として百億くらいの金を使つておるわけです。この金を金利と考えて一大公債を発行して、日本から国恥病といわれておる赤痢、チフスという消化器系の伝染病を一掃すべきじゃないか、こういうことを考えておるのであります。このまま財源がないからということとずっと引き延ばしていったら、日本からこのくそ食らい伝染病というものをなくすことはできない。それをなくすためには、水道事業というものを拡張していくべきだ、そのための財源は一体どこにあるかというところ、今まで使つておるものが百億になんなんとしておる。各地方公共団体のその予算を繰計してみますと百億になつておる。その百億を金利と考えて一大公債を発行した場合、水道なんかさつとすぐできてしまう。これは私のとつびな発言のようでございますが、これはやはり一応考えてみるべきだ。これをこのままにして、ただ予防費をつぎ込んでおつたならば、いつまでたつてもこの改革はできません。年々使つておる金を金利と考えて一大公債を発行するような構想というものを、あながちとつびな考え方であるといつて一笑に付すべき問題ではないと思うのであります。この点についても大臣十分考え下さいまして、財源面など特段の努力をされんことをお願い

たしまして、私の質問を終わります。
○藤本委員長 暫時休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十三年五月十一日印刷

昭和三十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局